

輪島市立小学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

- ◆基本方針の期間中は、小学校の統合を行わないこととする。ただし、次の取組を行う中で、統合について児童の保護者・地域住民との合意形成がなされる場合は、統合を進めることとする。
- ①「教育環境」の整備の一環として、複数校による交流学习・合同学習の拡充
 - ②①の取組による実質的な「教育の機会均等」の実現についての検証
 - ③②の検証を行いながら、児童の「教育環境」への具体的な影響について「問題意識の共有化」を図るため、児童の保護者・地域住民に対する説明会等の開催
- ◆基本方針の期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日(輪島市教育振興基本計画の終期)までとする。

課題に対する今後の取組

側面	課題	今回の基本方針の期間(平成29年4月1日から平成33年3月31日まで)			
		対応策	資料の収集・検証	説明会等の開催	統合の推進(条件付)
授業面	・他の児童の多様な考え方に触れる機会や学び合い、切磋琢磨する機会が少なくなること。	次の取組を拡充する。 ・複数校による交流学习 ・複数校による合同学習	実質的に「教育の機会均等」を実現できるか、資料の収集・検証を行う。	資料の収集・検証を行いながら、児童の保護者・地域住民に対し、次のように説明会等を開催する。 ・児童数の減少による児童の「教育環境」への具体的な影響について「問題意識の共有化」が図られるよう、深い理解が得られるまで ・保護者と地域住民を別々に行うなど意見等を出しやすい環境づくり	統合を行うことについて、児童の保護者・地域住民との合意形成がなされる場合に限り、統合を進める。
学校生活面	・クラス替えができず、入学から卒業まで同じメンバーであるため、児童の交友関係が固定されること。				
	・適度な刺激や社会性を育む機会が少ないこと。 ・友達が増えないなど自己形成に必要な集団生活が十分にできないこと。				
その他	・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育の活動に限界が生じること。				
学校運営	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくいこと。				
	・学年別や教科別の教職員同士で、相談・研究・協力などが行いにくいことなど教育の質において平等性の確保の課題があること。				